

千葉県農林水産部難工事表彰要綱

(目的)

第1 この要綱は、千葉県農林水産部が発注した工事（以下「発注工事」という。）のうち、施工条件・社会条件が厳しい工事や多方面の調整が必要な工事（以下「難工事」という。）において、施工が良好で他の模範とするに足るものを表彰することにより、県内建設企業の技術力や技術者の育成・意欲の向上を図り、良質な社会資本整備の推進と建設技術の向上に資することを目的として、必要な事項を定める。

(指定の対象とする工事の範囲)

第2 この要綱において「難工事」とは、当初設計金額が500万円以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 現場条件に応じた対応が必要な工事
- (2) 作業条件・工程等に制約を受ける工事
- (3) 関係機関との調整が多方面あるいは密接となる工事
- (4) その他の制約条件により施工に手間がかかる工事
- (5) 所属長が指示する工事

(指定方法)

第3 難工事の指定は、特記仕様書及び入札公告等において「本工事は、難工事として指定した工事である。」と明示すること。

(表彰審査対象)

第4 表彰審査対象となる発注工事は、第3により難工事として指定された工事のうち、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 最終請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 原則として県内業者が受注した工事であること。
- (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (4) 契約工期内に完成した工事であること。

- (5) 同一年度に同種工事の優良建設工事表彰を受彰した企業が施工した工事でないこと。
- (6) 工事成績評定点が75点以上の工事であること。
- (7) 工事の受注業者において、表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止措置要領に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

(表彰工事の選定)

第5 表彰工事は、農林水産部の各発注機関が第4に該当する工事を、別に定める千葉県農林水産部建設工事表彰選定委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会が厳正に審査し、選定するものとする。

(表彰工事の数)

第6 表彰工事は、15件程度とする。

(表彰工事の決定)

第7 表彰工事は、委員会の報告を受けて農林水産部長が決定する。

(表彰の方法)

第8 表彰は、農林水産部長名により、賞状を授与して行う。

(表彰の期日)

第9 表彰日は、毎年度農林水産部長が決定する。

(その他)

第10 本表彰要綱に定めるもののほか、必要が生じた事項については委員会を開催し、決定するものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。